

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例施行規則の一部を改正する  
規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第20号

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例施行規則(平成27年飯塚市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退園)</p> <p>第14条 市長は、次の各号に該当する場合は、当該園児を退園させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育・保育施設条例<u>第11条</u>の規定に該当する場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(退園)</p> <p>第14条 市長は、次の各号に該当する場合は、当該園児を退園させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育・保育施設条例<u>第10条</u>の規定に該当する場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(預かり保育事業)</p> <p>第15条 教育・保育施設条例<u>第10条第1項第1号</u>に規定する預かり保育事業の利用を希望する園児の保護者は、預かり保育利用申込書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(預かり保育事業)</p> <p>第15条 教育・保育施設条例<u>第9条第1項第1号</u>に規定する預かり保育事業の利用を希望する園児の保護者は、預かり保育利用申込書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(退所)</p> <p>第32条 市長は、次の各号に該当する場合は、当該児童を退所させることができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(退所)</p> <p>第32条 市長は、次の各号に該当する場合は、当該児童を退所させることができる。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 教育・保育施設条例第11条の規定に該当する場合

(3) (略)

2 (略)

### 第3章の2 乳児等通園支援事業

#### (事業の目的)

第34条の2 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例(平成26年飯塚市条例第33号)第9条第1項に規定する乳児等通園支援事業(以下「支援」という。)実施により、支援を提供する乳児及び幼児が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

#### (事業の運営の方針)

第34条の3 市長は支援の実施にあたり、法令を遵守するとともに、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に準じ、支援の特性に留意して、利用する乳幼児の心身の状況等に応じた支援を提供するものとする。

#### (提供する支援の内容)

第34条の4 提供する支援の内容は、飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年飯塚市条例第31号。以下「飯塚市乳児等通園支援事業運営基準条例」という。)」第22条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業とする。

(2) 教育・保育施設条例第10条の規定に該当する場合

(3) (略)

2 (略)

(提供するこども園等及び利用定員)

第34条の5 支援を実施するこども園等は、飯塚市立菰田保育所とし、利用定員は1名とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第34条の6 支援の実施にあたり、配置する職員の職種は次のとおりとする。

(1) 管理者

(2) 保育士

(3) 保育資格を有さない保育従事者

2 前項各号の職員数は、飯塚市乳児等通園支援事業運営基準条例第24条の規定による。

3 管理者は職員及び業務の管理を行うとともに支援内容を統括し、保育士は専門的知識をもって乳幼児の支援及び保護者に対する支援に関する指導を行い、保育資格を有さない保育従事者は保育士の職務を支援するものとする。

(支援の提供を行う日)

第34条の7 支援の提供を行う日は、教育・保育施設条例第5条第2号に規定する日を除く日のうち、火曜日、水曜日及び木曜日とする。

(支援の提供を行う時間)

第34条の8 支援の提供を行う時間は、午前9時30分から午前11時30分までとする。

(利用料その他の費用等)

第34条の9 乳児等通園支援に係る利用料は、別表第3のとおりとする。

(利用の開始に関する事項)

第34条の10 保護者から支援の提供に係る申請があった場合、提供を希望する保護者に認定通知書の提出を求め、支援の利用対象者であることを確認するとともに、事前面談を実施するものとする。

2 園長又は所長(以下「園長等」という。)は支援を提供する保護者に対し、必要な事項や提供する支援の内容等について説明を行い、当該利用乳幼児の保護者とその内容を確認するものとする。

(利用の終了に関する事項)

第34条の11 利用乳幼児が下記のいずれかに該当した場合は支援の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が満3歳に達したとき

(2) 利用乳幼児が保育施設等へ入所する等利用要件に該当しなくなったとき

(3) その他当該事業を利用するにあたり、重大な支障又は困難

が生じたとき

#### 第4章 共通事項

(保育料等の納期限)

第35条 (略)

2 教育・保育施設条例第9条第3項に規定する利用料及び第4項に規定する費用の納期限は事業を利用する日までとする。ただし、市長が適当と認めた場合はこの限りではない。

(延長保育事業)

第41条 教育・保育施設条例第10条第1項第2号に規定する延長保育事業の実施時間は、次のとおりとする。ただし、実施時間に当該事業を利用する在園児がいない場合、また、実施時間途中で当該事業を利用する在園児全員が降園又は降所した場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 市長は、利用の申請があったときは、速やかに審査し、その可否を、延長保育利用決定(却下)通知書により保護者に通知するものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、緊急を要するときその他特別の事情

#### 第4章 共通事項

(保育料等の納期限)

第35条 (略)

(延長保育事業)

第41条 教育・保育施設条例第9条第1項第2号に規定する延長保育事業の実施時間は、次のとおりとする。ただし、実施時間に当該事業を利用する在園児がいない場合、また、実施時間途中で当該事業を利用する在園児全員が降園又は降所した場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときその他特別の事情があるときは、口頭で申請することができる。この場合において、保護者は、口頭による申請後、速やかに延長保育事業利用申請書を提出しなければならない。

5 市長は、利用の申請があったときは、速やかに審査し、その可

があるときは、延長保育の一時利用を口頭、電話その他の方法により申請することができる。この場合において、保護者は、利用後速やかに延長保育事業利用申請書を提出しなければならない。

6 市長は、前項の申請があったときは、第4項の規定にかかわらず、その内容を審査し利用の承認を口頭又は電話により行うことができる。

7 (略)

8 (略)

(一時預かり保育事業)

第43条 教育・保育施設条例第10条第1項第3号に規定する一時預かり保育事業の対象となる児童は、市内に住所を有し保育所等に通っていない、若しくは在籍していない者又は保護者の里帰り出産等のために市内に一時的に居住若しくは滞在するものであって、就学前の児童とする。

否を延長保育利用決定(却下)通知書により保護者に通知するものとする。

6 (略)

7 (略)

(一時預かり保育事業)

第43条 教育・保育施設条例第9条第1項第3号に規定する一時預かり保育事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 非定型的預かり 保護者の短期間又は断続的労働、職業訓練、就学等により、家庭における保育が一時的に困難となる場合で、原則として週3日を限度とする。

(2) 緊急預かり 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない理由により、家庭における保育が一時的に困難となり、緊急に預かりを必要とする場合で、

1月につき14日を限度とする。

(3) 私的理由による預かり 保護者の育児等に伴う心理的又は身体的負担を解消するために行う場合で、原則として週3日を限度とする。

2 一時預かり保育事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 非定型的預かり 保護者の短期間又は断続的労働、職業訓練、就学等により、家庭における保育が一時的に困難となる場合で、原則として週3日を限度とする。

(2) 緊急預かり 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない理由により、家庭における保育が一時的に困難となり、緊急に預かりを必要とする場合で、1月につき14日を限度とする。

(3) 私的理由による預かり 保護者の育児等に伴う心理的又は身体的負担を解消するために行う場合で、原則として週3日を限度とする。

3 (略)

4 第2項各号の事業を実施するこども園等及び定員は、別表第4のとおりとする。

5 第2項各号の事業を利用する子どもの保護者(以下「一時預かり

2 (略)

3 第1項各号の事業を実施するこども園等及び定員は、別表第4のとおりとする。

4 第1項各号の事業を利用する子どもの保護者(以下「一時預かり

保育事業利用者」という。)は、あらかじめ飯塚市一時預かり保育事業登録申込書に必要な書類を添付し、希望するこども園等に提出しなければならない。

6 (略)

7 (略)

(緊急時等における対応)

第45条 (略)

2 園長等は、前項の事故等が発生した場合は、再発防止対策を含めた事故処理の内容を記録しなければならない。

3 (略)

別表第1(第3条関係) (略)

別表第2(第24条関係) (略)

別表第3(第34条の9条関係)

階層	支援を受けた日における保護者の区分	1時間当たりの利用料
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯である場合	0円
2	(1) <u>保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定</u>	100円

保育事業利用者」という。)は、あらかじめ飯塚市一時預かり保育事業登録申込書に必要な書類を添付し、希望するこども園等に提出しなければならない。

5 (略)

6 (略)

(緊急時等における対応)

第45条 (略)

2 園長又は所長(以下「園長等」という。)は、前項の事故等が発生した場合は、再発防止対策を含めた事故処理の内容を記録しなければならない。

3 (略)

別表第1(第3条関係) (略)

別表第2(第24条関係) (略)

	<p>による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が7万7,101円未満である場合</p> <p>(2) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、事業に係る利用者負担額を軽減することが適当と認められる場合</p>	
3	上記以外の市町村民税課税世帯である場合	300円

別表第4(第42条関係) (略)

区分	保育認定の区分	延長時間区分	利用料(日額)
生活保護法による被保護世帯又は市民税所得割課税額が0円(均等割のみ課税世帯を含む。)のひとり親世帯			0円
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第3(第42条関係) (略)

区分	保育認定の区分	延長時間区分	利用料(日額)
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は市民税所得割課税額が0円(均等割のみ課税世帯を含む。)のひとり親世帯			0円
(略)	(略)	(略)	(略)

## 別表第5(第43条関係)

名称	定員
飯塚市立菰田保育所	4人
(略)	(略)

別表第6(第44条関係) (略)

## 別表第4(第43条関係)

名称	定員
飯塚市立菰田保育所	5人
(略)	(略)

別表第5(第44条関係) (略)

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## (準備行為)

- 2 乳児等通園支援事業の実施に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。